

簡単な破産と大変な破産

1 大変と簡単の意味

大変な破産（管財事件）	簡単な破産（同時廃止事件）
・色々な費用が高い。	・弁護士に依頼する費用＋2万円程度の費用ですむ。
・期間が長い。	・裁判所に申し立ててから、ほぼ3～6ヶ月以内に終わる。
・裁判所への出頭回数が多い。	・裁判所への出頭は多くて2回。
・頼んだ弁護士以外から調査・指導を受ける回数が多い。	・調査・指導は、頼んだ弁護士を通じて説明するのみ。

2 大変な破産（管財事件）になるのはどんな場合？

- ・会社を経営している方
- ・個人で事業をしている方
- ・土地・建物など高額な財産を所有している方
- ・借金の主な原因にギャンブルや浪費など使い方に問題がある方。
- ・お金の流れ、財産があるかどうか不明確なのに、裁判所に提出する書類で十分に説明がされていない場合。
- ・法律では、大変な破産が原則として定められている。

3 簡単な破産（同時廃止事件）になるのはどんな場合？

- 上の大変な破産にあたらない個人の方。
- 経営者ではなく、土地・建物、高額の財産（中古でも数百万する外車など）を持っていない方。
- いわゆる「消費者破産」